

令和5年第3回定例会

福山地区消防組合議会会議録

2023年（令和5年）12月15日

福山地区消防組合議会

令和5年第3回福山地区消防組合議会定例会会議録目次

2023年（令和5年）12月15日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
諸般の報告	3
消防業務報告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者挨拶	6
報第 2号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について	7
議第12号 令和4年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	7
議第13号 令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算	10
議第14号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	12
議第15号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について	14
閉会	16

令和5年第3回福山地区消防組合議会定例会会議録

2023年（令和5年）12月15日（金曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

議 事 日 程

- 2023年（令和5年）12月15日 午前10時開議
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報第2号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について
- 第4 議第12号 令和4年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議第13号 令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算
- 第6 議第14号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第7 議第15号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

2番 木村素子	3番 皿谷久美子
4番 小林聡勇	5番 福田勉
6番 安友正章	7番 喜田紘平
8番 宮本宏樹	9番 八杉光乗
10番 能宗正洋	11番 土井基司
12番 連石武則	13番 小川清治
14番 柳原則男	15番 岡崎正淳

16番 西本 章
18番 池上文夫
20番 早川佳行

17番 熊谷寿人
19番 稲葉誠一郎

欠席議員

1番 浜本将矢

説明のため出席した者の職氏名

管理者	枝広直幹	副管理者	小川政彦
副管理者	小野申人	副管理者	入江嘉則
監査委員	林浩二	監査委員	橋本龍之
会計管理者	甚田温子	消防局長	濱田善章
総務部長	片岡伸夫	警防部長	下宮正靖
総務部総務課長	曾根康太	総務部総務課 企画管理担当課長	能島正和
総務部予防課長	下見育弘	警防部警防課長	木舎晴可
警防部 救急救助課長	濱田信孝	警防部指令課長	寺山文宏
南消防署長	青木浩司	北消防署長	高橋光男
東消防署長	杉原誉輝	西消防署長	三好浩正
水上消防署長	江草利勝	芦品消防署長	村上典秀
府中消防署長	穂垣光浩		

事務局出席職員

事務局長	今川真一	事務局員	佐藤美穂
事務局員	吉岡佑之	書記	渡辺宏和
書記	小川大輔		

午前10時00分開会

議長（熊谷寿人） ただいまから令和5年第3回福山地区消防組合議会定例会を開会いたします。

議長（熊谷寿人） これより本日の会議を開きます。

議長（熊谷寿人） ただいまの出席議員19人であります。欠席の届けのあった議員は、1番、浜本将矢議員であります。

諸般の報告

議長（熊谷寿人） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から2023年、令和5年4月分から9月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

消防業務報告

議長（熊谷寿人） 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（濱田善章） 失礼します。貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

初めに、先般職員が器物破損で逮捕されるという事案が発生し、11月22日に当該職員に対しまして懲戒処分を行いました。

議員の皆様をはじめ地域住民の皆様に変な御心配をおかけいたしました。心より深くおわび申し上げます。今後、綱紀粛正の徹底はもとより、あらゆる手だてを講じ、消防行政に対する信頼回復に全力で取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、業務報告に移らせていただきます。

まず、消防活動の連携強化についてでございます。

10月28日、29日に岡山県内で実施された緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練に、福山地区消防組合からは救助隊5人、救急隊3人、後方支援隊4人の合計3隊12人が参加しました。

この訓練では、南海トラフ地震等の大規模災害に対応するための参集訓練及び実践的な部隊運用訓練を実施し、より迅速な参集体制の確立、緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の強化を図りました。

引き続き、大規模災害の発生に備え、関係機関と連携するとともに、災害対応力等の消防力向上に努めてまいります。

次に、火災・救急業務の状況であります。

お手元に配付いたしております火災・救急統計資料を御覧いただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。本年1月から11月末までの火災発生状況は、表の中段左端に掲げておりますとおり105件で、前年同期と比較いたしまして10件の増加となっております。主に、林野・建物火災が増加したことによるものでございます。

また、死者につきましては、表の中ほどにありますように前年同期と比較し、6人減の5人となっております。

損害額は、表の右端にありますように1億1,500万円余で、前年同期と比較して2億900万円余の減となっております。

2ページには、構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続いて、3ページをお願いいたします。本年1月から11月末までの救急出場件数は、表の中段左端に掲げておりますとおり、2万3,740件出場し、2万568人を搬送しております。前年同期と比較し、出場件数で1,870件、搬送人員で1,246人の増加となっております。主な要因としては、急病、一般負傷及び交通事故による救急要請が増加したものであるものです。

4ページには、構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

今後も、保健所、医師会等と連携を密にし、救急需要に的確に応えられるよう取り組んでまいります。

次に、予防業務についてであります。

本年度11月末までの査察件数は、定期査察と特別査察を合わせて約7,800件実施しており、ホテル、旅館、店舗などの不特定多数の方が出入りする防火対象物に加え、工場、事務所、倉庫などの防火対象物についても定期的に査察を実施しております。

また、2012年、平成24年5月のホテル火災から10年を契機に、これまでの取組の成果や課題を取りまとめ、建築物等における建築・消防安心安全計画（5か年計画）を策定し、本計画に基づいて、本年度から更なる火災予防査察の充実に努めているところでございます。

引き続き、違反のある防火対象物に対しましては継続的な是正指導を行い、安心・安全な防火対象物の確保に向けて取り組んでまいります。

これから年末にかけては火災が多発する時期でもあります。12月20日から31日まで、消防関係団体の皆様とともに年末特別火災予防運動を展開し、住民の防火意識の高揚と火災の発生防止に努めてまいります。

次に、警防業務についてであります。

本年5月に総務省消防庁より、情報収集活動用ドローンの無償貸与があり、運用マニュアルの作成や、機体を使用した訓練を重ね、12月1日から運用を開始したところであります。大規模な火災や消防隊員等を進入させることが困難な災害、また近年頻発している大規模水害等に積極的に活用し、災害対応力の向上に努めてまいります。

今後とも、住民の皆様の安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、消防業務につきましての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊谷寿人） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、7番、喜田紘平議員及び18番、池上文夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊谷寿人） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者(枝広直幹) 本日、12月定例組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、誠にありがとうございます。

今回提出しております諸議案の御審議をお願いするに当たり、消防行政と本年度の主要事業の取組状況について御説明申し上げます。

初めに、消防行政の取組状況についてであります。

本年も、全国各地で地震や大雨などの自然災害によって甚大な被害が発生しています。

消防組合管内においては、7月9日に福山市で局所的な豪雨が発生し、有地川や本郷川などの水位が急激に上昇したことで洪水被害が発生する危険性が高まったことから、河川周辺のパトロールと状況確認を行いました。

また、11月6日には、直下型の大規模地震災害を想定した警防本部設置運営と緊急消防援助隊を受け入れる訓練を実施し、災害状況の把握から関係機関に対する応援要請までの手順などを確認しました。

さらに、11月26日には、福山市総合防災訓練において、地域住民をはじめ関係機関や行政等と避難や災害対応に係る連携強化を確認しました。

次に、本年度の主要事業の取組状況について御説明申し上げます。

まず、車両について、救助工作車1台を7月に、高規格救急車1台と現場指揮広報車1台を11月にそれぞれ運用開始しました。更に、高規格救急車1台、救助工作車1台、軽積載車2台、そして消防ポンプ自動車1台についても、今年度中の運用開始に向けた準備を進めています。

本定例会の議案としては、損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について、令和4年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定や令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算のほか、条例の一部改正を2件提出しています。

決算についての監査委員の指摘要望事項については、その対応策を講じ、事務事業のより適切かつ効率的な執行に努めてまいります。

今後とも、消防使命達成のため、消防局長を中心とし、職員一丸となり業務に鋭意取り組んでまいります。何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。

日程第3 報第2号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第3 報第2号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼します。報第2号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について御説明申し上げます。

この専決処分は、2023年、令和5年7月24日午後2時06分頃、西消防署今津出張所の職員が、福山市今津町三丁目9番10号錦織眼科医院において立入検査を行っていたところ、建物北側3階のベランダに設けられたガラスルーバー窓に当該職員の足が接触し、当該窓の一部を損傷させたものであります。

その相手方に対する損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、管理者において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に御報告するものでございます。

賠償金額、賠償及び和解の相手方、専決年月日、専決番号等につきましては、議案に掲げているとおりであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして報第2号を終了いたします。

日程第4 議第12号 令和4年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第4 議第12号令和4年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（能島正和） 失礼いたします。議第12号令和4年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出決算規模は、歳入決算額65億4,675万9,250円、歳出決算額63億7,858万1,973円で、歳入歳出差し引き残額は1億6,817万7,277円となりました。

翌年度へ繰り越すべき財源4,099万6,100円につきましては、浮き棧橋等復旧事業、防火衣整備事業及び南消防署救助工作車整備事業に係る財源で、2022年度、令和4年度に収入いたしましたものを繰り越すものでございます。

続きまして、2ページから3ページにかけては、歳入の款及び項ごとに予算規模と収入済額との比較までについて記載いたしております。

4ページから5ページにかけては、歳出の款及び項ごとに予算現額と支出済額との比較までについて記載をいたしております。

なお、歳入歳出の決算内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

6ページから7ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款分担金及び負担金の収入済額は58億5,643万5,000円で、歳入総額に占める割合は89.5%となっております。

また、構成団体別の負担金の内訳は、7ページに掲げているとおりであります。

第2款使用料及び手数料の収入済額は919万8,766円で、主なものといたしましては、危険物取扱許可等手数料の745万9,700円であります。

第3款国庫支出金の収入済額は6,334万4,320円で、主なものといたしましては、芦品消防署水槽付消防ポンプ自動車ほか4台の更新整備に係る消防施設整備費補助金であります。

第4款財産収入の収入済額は122万3,943円で、消防施設等維持整備基金の運用益金2,943円と北消防署救急普及啓発車の売り払いによる物品売払収入122万1,000円であります。

第5款繰入金の収入済額は4,500万円で、西消防署沼隈内海出張所屋根外壁改修、西消防署今津出張所及び水上消防署屋上防水外壁改修に係る消防施設等維持整備基金繰入金であります。

8ページから9ページをお願いいたします。第6款繰越金の収入済額は1億7,546

万716円で、これは2021年度、令和3年度からの繰越金であります。

第7款諸収入の収入済額は7,949万6,505円で、内訳といたしましては、組合預金利子の1,032円と雑入の7,949万5,473円であります。

違約金及び延納利息の収入未済額22万6,800円につきましては、北消防署外1清掃業務委託に係る違約金であります。

次に、雑入の主なものといたしましては、広島県と福山市及び笠岡地区消防組合へ派遣した職員9人に係る派遣職員給与費負担金7,282万9,045円であります。

第8款組合債の収入済額は3億1,660万円で、主なものといたしましては、東消防署改修事業に係るものであります。

10ページから11ページをお願いいたします。続きまして、歳出であります。

第1款議会費の支出済額は261万6,745円であります。

第2款総務費の支出済額は7,156万7,040円で、主なものといたしましては、消防施設等維持整備基金への積立金6,290万2,943円であります。

12ページから13ページをお願いいたします。第3款消防費の支出済額は58億3,970万4,973円あります。主なものといたしましては、常備消防費で54億4,190万4,044円あります。

また、13ページ上段にお示ししています翌年度繰越額繰越明許費は2億1,880万1,100円で、主なものといたしましては、浮き橋等復旧事業及び南消防署救助工作車整備事業に係るもので、繰越理由といたしましては、浮き橋の復旧方法等について関係機関との調整に時間を要したもの、また救助工作車につきましては、シャシの納期が遅延したため、翌年度へ繰り越したものであります。

なお、各署所費の節、区分、支出済額につきましては、12ページから15ページにかけまして掲げているとおりであります。

14ページ中段、消防施設費をお願いいたします。消防施設費の支出済額は3億9,780万9,299円あります。主なものといたしましては、消防車両等整備事業及び東消防署改修事業によるものであります。

なお、主要な施策につきましては、主要な施策の成果等説明書にお示しをしております。

第4款公債費の支出済額につきましては、4億6,469万3,215円で、前年度決算と比較し3,759万円余の増となりました。主な要因としましては、2018年度、

平成30年度借り入れの西消防署改築事業及び2019年度、令和元年度借り入れの東消防署はしご付消防ポンプ自動車に係る元金の償還が開始したことによるものであります。

第5款予備費であります。充用はいたしておりません。

19ページから20ページをお願いいたします。財産に関する調書の1、公有財産の状況であります。土地及び建物につきまして増減はなく、同様に動産につきましても増減はございません。

21ページをお願いいたします。2、物品、重要物品の状況ですが、当年度中における異動は、消防局へ乗用車を1台配備したことによる増と、警防課の広報車の廃止及び北消防署の救急普及啓発車の売り払いによる減であり、年度末現在高は前年度から1点減の134点となっております。

22ページをお願いいたします。3、基金の状況ですが、繰入額が4,500万円、積立額が6,290万2,943円で、年度末現在高は前年度より1,790万2,943円増の1億6,513万3,218円となっております。

以上で令和4年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本決算は認定することに決定をいたしました。

議長（熊谷寿人） 次に、日程第5 議第13号令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（能島正和） 失礼いたします。議第13号令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,717万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,272万1,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額を掲げております。

続きまして、4ページから6ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

7ページをお願いいたします。歳入、第7款繰越金の項・目、繰越金の補正予算額1億2,717万1,000円の構成団体別の内訳につきましては、8ページの説明欄に掲げているとおりであります。

9ページをお願いいたします。歳出、第2款総務費の項・目、総務管理費一般管理費の補正予算額6,380万円につきましては、老朽化した消防庁舎の改修等の財源確保のため、消防施設等維持整備基金積立金として計上いたしております。

構成市町別の積立額は、福山市が5,220万円、府中市が770万円、神石高原町が390万円であります。

第3款消防費の項、常備消防費の補正予算額に伴う各署所費別の内訳につきましては、10ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。この補正予算の内容でございますが、給与改定、職員の変動等に伴います職員給与費及び共済費の増減分と派遣職員給与費負担金の増減分を整理するものであります。

11ページをお願いいたします。第5款予備費の項・目、予備費の補正予算額4,939万円につきましては、会計収支の調整のため増額するものであります。

13ページをお願いいたします。給与費明細書につきましては、一般職の職員に係ります給与費の補正前と補正後の内容を対比したものであります。

なお、補正予算額の概要につきましては、補正予算議案説明資料にお示しいたしております。

以上で令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第14号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第6 議第14号福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 議第14号福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正内容ですが、2023年、令和5年の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員に対して採られる給与改定及び同年の広島県人事委員会勧告に伴い、広島県職員に対して採られる給与改定の措置に鑑み、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容ですが、給料表の改定につきましては、国や県に準じ、消防職給料表の給料月額を引き上げるものであり、月額3,941円、平均で1.012%の引き上げとなるものです。

また、現在福山地区消防組合では採用しておりませんが、弁護士など高度な専門知識、経験を有する者を一定期間採用する特定任期付職員の給料月額を、消防職給料表と同様に人事院勧告に準じて引き上げるものであります。

次に、期末手当支給割合の改定につきましては、特定任期付職員に係る今年度の12月期の期末手当の支給割合について、現行の100分の157.5を100分の167.5に改めるものであります。また、来年度以降の期末手当の支給割合について、本年度の引き上げ分100分の10を6月期と12月期へ振り分け、それぞれ100分の162.5に改めるものであります。

次に、施行期日等についてであります。

この条例は、公布の日から施行し、特定任期付職員の2024年、令和6年6月期及び12月期の期末手当の改正については同年4月1日から施行することとしております。また、消防職給料表の改正は2023年、令和5年4月1日から、特定任期付職員の2023年、令和5年12月期の期末手当の改正は同年12月1日から適用することとしております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第15号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第7 議第15号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

総務部予防課長（下見育弘） 失礼します。議第15号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

今回の条例改正は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）が公布され、蓄電池設備に係る基準及び固定燃料を使用した火気設備等の離隔距離に係る基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものがあります。

まず、（1）蓄電池設備に関する事項についてですが、従来の蓄電池設備の規制は、開放形鉛蓄電池を想定して規制をしておりましたが、近年リチウムイオン電池など、新たな種類の蓄電池が普及拡大していることや、蓄電池設備の更なる大容量化が見込まれることから、総務省消防庁において蓄電池の火災リスクに応じた火災予防対策が図られたことに伴い、見直しを行うものであります。

また、当該蓄電池設備の改正については、蓄電池容量の小さいスマートフォン、モバイルバッテリーなどは規制の対象となっておらず、主に事業所及び商業用の蓄電池設備の基準の改正となっております。

まず、アについてでございますが、蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさである蓄電池容量、キロワット時に依存すると一般的に考えられていることから、規制の対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改められました。

また、規制の対象外となる蓄電池設備について、定格容量と電槽数の積の合計が4, 8

00アンペアアワー・セル未満のものから、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、消防庁長官が定める蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準によるものとしたこと。

イについてでございますが、開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床に設けなくてもよいこととしたものです。

これまでの基準では、強酸性電解液を用いる開放型の蓄電池の安全対策を目的としていましたが、密閉型の蓄電池や酸性またはアルカリ性ではない蓄電池などが普及したため、耐酸性の床または台上としなければならない対象を、開放形鉛蓄電池に限定したものです。

ウについてでございますが、屋外に設ける蓄電池設備につきましては、原則として建物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要がありますが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に新たに出火防止措置及び延焼防止措置が講じられたものとして、JIS規格に適合するものなど消防庁長官が定めるものを追加することとしたものです。

次に、(2)蓄電池設備の設置時の届出に係る改正についてですが、消防長または消防署長に届け出なければならない蓄電池設備のうち、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととしたものです。

次に、(3)固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に係る改正についてですが、木炭、代表的なものとしたしまして備長炭など固体燃料を熱源とする厨房設備、いわゆる炭火焼き器については、壁や可燃物から一定の距離を確保する必要がありますが、国において離隔距離の実証実験が行われたことを受け、厨房設備、炭火焼き器の離隔距離に関する基準が新たに定められたため改正をするものです。

その他、規定の整理を行うものであります。

なお、改正後の条例の施行日につきましては、2024年、令和6年1月1日から施行するとともに、その他必要な経過措置を規定するものとしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷寿人） 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和5年第3回福山地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 熊谷寿人

福山地区消防組合議会議員 喜田紘平

福山地区消防組合議会議員 池上文夫